

2016年10月25日
プルデンシャル生命保険株式会社

「熊本地震」の被災者の方々に対する
保険料払込猶予期間の再延長等のお取扱いについて

記

熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
弊社では、震災により被害を受けられたお客さまのご契約に関し、現在2016年10月31日までとしている保険料払込猶予期間を2017年1月31日まで延長いたします。また、2017年1月31日までに分割払いのお申出をいただいた場合は、さらに2017年11月30日まで延長いたします。

1. 払い込み猶予期間が終了した後もご契約の継続をご希望されるお客さまへ

2017年1月31日の払込猶予期間満了までに、猶予期間中の未納保険料の全額をお払い込みいただくことにより、契約をご継続いただけます。

2017年1月31日までに全額お払い込みいただくことが難しい場合は、2017年11月までに分割払いでお払い込みいただくことも可能です。詳細は、担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

※2017年12月以降も契約を継続させるためには、猶予期間分の保険料のお払い込みが必要となります。

※分割払いは、月払いのご契約が対象となります。最後にお払い込みいただいた月の翌月分より順番に充当されます。

2. 健康状態に不安がある方でも、告知なしで、新規のご契約にご加入いただくことも可能です

払込猶予となっている契約の継続が困難な場合、その契約の保険金額（保障額）から解約返戻金を差し引いた額を保険金額の上限とする新規のご契約に、お客さまの健康状態にかかわらず、告知なしでご加入いただくことが可能です。

お客さまの状況に合わせて、今後の保障の継続にお役立ていただける制度となっております。

※ご加入時の年齢や、保険種類によっては、保険料が高くなる可能性があります。

3. 契約の継続を希望されない場合

保険契約の解約等のお手続きを承ります。

以上

<お問い合わせ先>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

受付時間：平日 8：00～21：00

土日祝日 9：00～17：00（元日を除く）